

# 令和3年度志摩市予算編成方針

令和3年度の当初予算編成にあたっては、「志摩市予算編成及び執行に関する規則」及び下記の事項に留意のうえ、予算要求書等を作成し提出期限までに提出してください。

## 1．経済状況と国の動向

これまで新型コロナウイルス感染症の対策を講じ、様々な取組を迅速に進めているところですが、いまだにその収束は見通せず、行政は、臨機応変な対応が求められています。

内閣府が公表した令和2年9月の月例経済報告では、景気を「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られる。」としています。また、先行きについては「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としています。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」、「成長戦略実行計画」等では、「当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行う。あわせて、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速する。このため、令和2年度第一次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び令和2年度第二次補正予算を速やかに実行するとともに、内外の感染症の状況や経済の動向、国民生活への影響を注意深く見極めつつ、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用を含め、臨機応変に、かつ、時機を逸することなく対応する。」としており、新型コロナウイルス感染症対策に引き続き注力することを示しています。

また、地方財政にあたっては、令和3年度予算にかかる概算要求にあたり、上記の「経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」等を踏まえて、総務省から各府省に対し、「令和3年度の地方財政措置について」として申し入れがなされているところであるため、財政支援等の国の動向に注視していく必要があります。

## 2．本市の財政状況

本市の財政状況については、財政健全化アクションプログラムに基づく行財政改革や職員数の削減の成果等もあり、平成21年度以降、平成24年度、平成29年度を除き実質単年度収支の黒字となっていました。令和元年度決算においては、単年度収支が赤字となりました。

令和元年度末の財政調整基金残高は、約37億8千万円で、前年度末から約5億7千万円減少しています。また、市税の減少や、学校施設、ごみ処理施設等の建設・整備に用いた合併特例債の償還額を中心とした公債費の増に伴って義務的な歳出が増加したことで経常収支比率が2.0%上昇し、101.4%と100%を超える結果となり、財政計画上、3年後には100%を切る状況となるものの、指数の上では財政の硬直化が進んでいる状況となっています。公債費に関しては、据置期間をなくし、償還期間を短縮することで償還総額を削減するという財政健全化アクションプログラムに基づく取組みが要因であり、財政健全化法に基づく健全化判断比率においては、その取組みの結果として公債費償還元金が増加し、実質公債費比率は4年連続の上昇となっていますが、基金残高の減少や、普通交付税の減少に伴う標準財政規模の縮小が継続してもなお、地方債残高が着実に減少したことで将来負担比率は低下し、財政計画の想定どおり改善している状況となっています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大は、本市を取り巻く経済状況に影響を及ぼしており、雇用面では、有効求人倍率が1.0を下回り、雇用の下支えが必要な状況であるなど、市の財政運営に対しても大きな影響を及ぼすことが予想されます。

令和3年度予算においては、歳入で市税の減収が想定される見込みであり、歳出では人件費や公債費の高止まりに加え、新型コロナウイルス感染症対策などの行政需要、扶助費や特別会計繰出金等の社会保障費の増高も懸念されるため、引き続き、財政計画に沿って慎重で効率的な財政運営を行うことが求められます。

### 3. 予算編成の基本方針

令和3年度予算にあっては、困難な財政状況にあっても、本市の更なる発展に向けた新たな施策を推進するとともに、持続可能で安定的な財政運営の両立を図るため、次の視点をふまえて予算編成に取り組むものとします。

#### (1) 「誇れる新しい志摩市を創る」市政の推進

市長の市政運営の基本理念である「誇れる新しい志摩市を創る」を基本とし、以下の9つの項目を重点に、全庁を挙げてその進捗を図ることとします。

- 豊かな生活と暮らしづくり
- 新しい価値観の創出
- 少子化・子育て政策の充実
- 観光振興、産業振興
- 教育環境の充実
- 医療体制の整備・福祉の充実
- ごみ・環境行政の向上
- 防災・減災対策
- 行財政改革の推進

( 2 ) S D G s 未来都市計画の推進

S D G s とは平成 2 7 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発目標」です。当市は平成 3 0 年 6 月「S D G s 未来都市」として選定されており、S D G s 達成に向け、経済・社会・環境の三側面において持続可能な開発を統合的な取組として積極的に推進することが期待されています。

当市の特色である豊かな自然環境を生かして取り組んできた様々な事業をより一段と進化させ、S D G s の視点をもって事業を戦略的に進めていくこととします。

( 3 ) 志摩市創生総合戦略の実行

人口減少による諸課題を克服するため、本市が持つ優位性や多彩な地域資源等を最大限に活用し、行政だけでなく、市民・団体・事業者が心を一つにしてスピード感をもって「地方創生」に取り組んでいく必要があります。「志摩市人口ビジョン」をふまえて、令和 2 年 3 月に策定された「第 2 期志摩市創生総合戦略」に基づき、事業の確実な成果が得られるよう予算に反映させるとともに、地方創生事業深化や横展開を目指す地方創生推進交付金の活用を積極的に進めることとします。

( 4 ) 第 2 次総合計画の推進

「第 2 次総合計画」の将来像「住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち」の実現に向け必要な施策を推進していく必要があります。

基本目標

- 自然とともに生きるまちづくり
- 安全・安心なまちづくり
- 産業が元気なまちづくり
- 誰もが健やかで助け合うまちづくり
- 人と文化を育むまちづくり
- 市民のために市民と築くまちづくり

( 5 ) 第 2 次財政健全化アクションプログラムの実行

厳しい財政状況を乗り越えるためには、将来を的確に見据えた計画性の高い財政運営を実現することが極めて重要であり、将来にわたり持続可能な財政運営を実現するための指針である財政計画の目標達成に向けて第 2 次財政健全化アクションプログラムの基本方針及び個別方針に基づく取組内容を確実に予算に反映していくこととします。

( 6 ) 新型コロナウイルス感染症対応事業の推進

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況下ではありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を継続しながら、市民の生活や地域経済を支援し、早期に回復するために取り組むことが喫緊の課題であるため、それらに対応するた

めの取組は、積極的に予算に反映していくこととします。

#### 4. 予算編成に係る留意事項

##### (1) 基本的事項

予算は、年間総合予算として編成してください。従って年度途中の補正は、原則として「災害等不可避的な要因によるもの、制度改正によるもの、行政運営上早急に措置しなければならないもの」とします。

全ての事業予算について見直しを徹底し、必要最小限の見積額としてください。特に事業の廃止や管理方法等の見直しにより不要となった予算は確実に減額してください。また、決算における成果や証拠に基づいて事業を立案する視点を踏まえ、事業の目的や効果について明確にするとともに、P D C Aサイクル（計画（Plan）- 実施（Do）- 点検・評価（Check）- 改善（Action）のサイクル）の実効性を高めた予算要求を心がけてください。

新規事業の予算要求にあっては、スクラップアンドビルドの原則により、部局内の業務量も十分勘案し、事業を整理・縮小するなど、実施のための人的な体制面についても考慮するとともに、財源に限りのあることを十分意識し、事業の優先度を適切に判断し、枠配分の範囲内に収まるよう調整して予算要求してください。

議会及び監査委員の意見や指摘事項等についてはその趣旨を踏まえて十分検討し、速やかに必要な改善を図るとともに、陳情等についても、事業の必要性や緊急性に応じて、適切に対応してください。

市民・自治会の意見・要望及び各種団体からの要望等については、緊急性を考慮し、費用対効果を含め、長期的視点で広く市民に求められているか、その必要性・妥当性を十分に検討し、対応してください。

行政ニーズの多様化に伴って、複数の課に関連する、または類似する事業の実施が見込まれる場合は、事業の整理統合と効率化を図る観点から、関係課間で十分調整したうえで予算要求してください。

新規事業の設計にあっては、先進的な取り組みを進めている自治体の事例を積極的に取り入れるとともに、大学などの教育機関・研究機関や民間企業とのタイアップによる実証実験を行うなど、新たな事業形態を模索し、可能な限りその初期費用を抑えるよう取り組んでください。また、財源として国・県補助金の補助率、選択基準、対象範囲や法制度の変更情報、さらにその採択の可能性を的確に把握するとともに、地方債、交付税措置の他、P P P / P F Iを含め最適な手法を十分に調査・検討し、適切に対応してください。

将来における財政負担（維持管理経費、更新経費など）を慎重に検討し、単年度の資金収支のみにとらわれず、ライフサイクルコストを意識し、初期費用と運用費用を総合的に判断して予算要求してください。

## （２）歳入に関する事項

### 市税

法改正、経済動向を十分勘案し、確実かつ最大限の収入見込額を計上してください。また、税負担の公平を期するため課税客体の完全捕捉と徴収率の一層の向上に努めてください。

### 分担金、負担金、使用料、手数料、諸収入

過去の実績等を勘案し、見込みうる限りの収入を的確に把握するとともに、受益者からの徴収金については、応益負担の原則による適正な負担を求めるなど、可能な限り増収に努めてください。また、消費税増税に伴う増税分の適正転嫁を図るため、使用料等の見直しについても適切に対応してください。

### 国庫支出金及び県支出金

事業の効果と緊急性を十分検討し主体的に事業を設計した上で、**活用可能な補助金は積極的に調査し、活用してください。**また、国県における制度改正や予算の動向に留意し、最新情報により、その廃止・縮減等の状況把握に努め、関係機関と十分な連絡をとり、確実な情報をもって適切に予算計上してください。

### 市債

合併特例債を含め、計画的かつ適正な範囲に市債の発行を抑制する必要がありますので、安易に市債に頼ることなく、事業を厳選するとともに適正な事業規模により事業を行ってください。

### その他の収入

全ての収入について極力把握するとともに、**ガバメントクラウドファンディングや企業版ふるさと納税制度など、従来の枠にとらわれず、様々な手法によって新たな財源を発掘するなど、積極的にあらゆる収入・財源を確保してください。**

## （３）歳出に関する事項

### 人件費

時間外勤務手当を含めた総人件費については、**R P A 活用を含めた事務の効率化や業務委託など、事務改善やスリム化を進める取り組みを積極的に進めるとともに、部局内職員の調整・協力体制など人員の組織的運用によって極力縮減してください。**

#### 物件費

事務経費としての旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費などは、節減を徹底してください。

#### 維持補修費

公共・公用施設の維持管理については、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に基づき計画的な維持管理を行うとともに、危険箇所については現状の把握に努め、施設の設置者として管理責任を問われることのないよう、必要な修繕を行うための予算を適切に計上してください。また、老朽化の著しい施設等については、撤去や使用禁止の措置を含め、適正な管理に努めてください。

#### 補助費等

各種団体に対する補助金、負担金については、事業の内容、実績、効果等を十分に精査してください。団体からの要求内容や過去の決算内容を分析し、繰越金の有無等により補助金額の検討に努めてください。なお要求額は、「志摩市補助金等交付基準」に従って適正な額を計上するものとし、各種協会等の会費的な負担金は適宜見直しを行い、脱会等も含めて必要性を十分に検討してください。

#### 投資的経費

緊急性や必要性、投資効果、後年度の財政負担等を十分に検討し、整備計画の延長や事業規模の縮小、段階的整備を図るなど、財源に無理のない、計画的・効果的で実施可能な事業計画を根拠として予算計上してください。特に財源的に多額の市債発行や一般財源を要する事業については、十分に精査を行ってください。

補助事業については国等の財源措置の動向に留意し、真に必要とされる事業の選択を行うとともに、より有利な補助制度の検討等、確実に財源の確保に努めてください。市単独事業については、重点化により効果的な事業を厳選して実施するなど、事業費の圧縮に努めてください。なお、統廃合による公共施設等の除却や既存施設の集約化などについては、個別施設計画に基づいて計画的に実施していく必要があることにも留意してください。

#### (4) 継続費・債務負担行為

継続費については、適切で無理のない工期設定による事業計画に基づき、全体事業費及び年割額を設定するとともに、その財源についても的確に捕捉してください。債務負担行為については、後年度に財政負担を強いるものとなりますので、安易な設定は行わず、必要不可欠なものに限定してください。

( 5 ) 特別会計

特別会計については独立採算の原則に則って、法令上特に定めるものを除き、財源不足額を一般会計からの繰入金に依存することなく、経営の合理化・経費の節減により収支の均衡を維持することを基本に、前述の一般会計に準じて予算要求してください。なお、一般会計からの繰出金については、繰出し根拠を示した資料を別途作成するなど、繰出しの根拠や基準を明確に示してください。

( 6 ) 企業会計

企業会計については、地方公営企業の趣旨にそって、地域の経済性の発揮を基本に効率的な経営にむけ一層の努力をするとともに、可能な限り収支の均衡を図るなど、一般会計の方針に準じて予算要求してください。なお、一般会計からの負担金等の繰出金については、所管課へ必ず予算要求書にて提示し、繰出し根拠を示した資料を別途作成するなど、繰出しの根拠や基準を明確に示してください。

( 7 ) その他

その他予算要求に関する留意事項等は、別途周知する「令和3年度当初予算編成にかかる留意事項及び予算要求書等の提出について」に記載している内容を十分に理解し、ルールに則って、正しい手順により適切に対応してください。